

水道事業経営等に関する答申

令和 5 年 9 月

喜多方市水道事業経営等審議会

喜多方市水道事業経営等審議会委員

会	長	平	澤	賢	一
副	会	遠	藤	彰	弘
委	長	物	江	良	夫
委	員	高	橋	信	人
委	員	佐	木	貴	司
委	員	々		俊	彦
委	員	雪	山	伸	子
委	員	秋	嶋	優	子
委	員	長	生	ふ	え
委	員	瓜	田	秀	一
委		吉			

令和 5 年 9 月 26 日

喜多方市長 遠藤 忠一 様

喜多方市水道事業経営等審議会
会 長 平 澤 賢 一

水道事業経営等について（答申）

令和 4 年 11 月 10 日付け 4 水第 77 号で諮問がありましたこのことについて、当会の意見は以下のとおりです。

1 喜多方市水道事業経営戦略改定について

「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」を、令和 5 年度から令和 14 年度まで、水道事業を安定的に継続していくための経営の基本方針とする。

【理由】

近年、人口減少や節水器具の普及等に伴う水需要の減少により、水道事業の根幹である料金収入は減少傾向にあり、今後もその傾向は続く見込みとなっている。

一方で、令和 3 年度に策定された「水道施設整備基本計画」及び「老朽管更新計画」より、施設の健全性を保ち安定的な水道水の供給を持続するために、今後老朽化が進んだ既存水道施設・設備の耐震化を含む更新等需要が増加する見通しであることが明らかとなっている。加えて、近年の物価高騰などにより、投資以外の経費についても増加が見込まれる。

これまで本市水道事業では、経営効率化に向けた取組（水道料金等収納業務の委託や熱塩浄水場更新に伴う動力費節減等）を行っているが、上記のとおり事業環境が厳しさを増す中では、収支均衡を図ることが難しい状況である。そのため、喜多方市水道ビジョンで掲げた安全・強靱・持続に係る目標を実現し、将来にわたって健全な水道事業経営を続けていくため、下記項目の実施が必要である。

記

- ・「水道施設整備基本計画」及び「老朽管更新計画」に基づく着実な施設更新を行い、令和 14 年度までに目標とする有収率 91.5%を実現する。
- ・資金不足とならない水道事業運営を目指し、企業債の借入れや定期的な水道料金改定を行うことで財源を確保しつつ、経常収支比率及び料金回収率を 100%以上で維持する。
- ・財源確保に必要な料金改定や企業債の借入れについては、考え方が異なる複数ケースについて検討を行い、上記財政に係る目標の達成や実現性を考慮した上で、市民への影響が最も小さい方法を採用する。
- ・財政見通しより、可能な限り早期の料金改定が必要と考えられるが、令和 6 年度では近年の物価高騰に加えての値上げとなるため市民の負担感が増大する懸念があること、改定に向け一定の準備期間が必要であることを考慮すると、令和 7 年度が妥当である。
- ・今後、喜多方市水道ビジョンに記載されている施策や広域化及び施設・管路の廃止・統合に係る検討を実施し、更なる経営改善に取り組む。
- ・この先も変化を続けると予想される事業環境に着実に対応するため、経営戦略が計画的に実施されているか毎年度進捗管理を行い、定期的に計画の見直しを行う。

以上の内容を踏まえた計画となっていることから、「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」は妥当であると判断した。

2 喜多方市水道料金適正化計画策定について

今後の財政収支見通しを鑑みると水道料金の改定は必要不可欠であるため、「喜多方市水道料金適正化計画（案）」に基づき、令和7年度の料金改定を行うことは妥当である。

【理由】

令和3年度に策定された「水道施設整備基本計画」及び「老朽管更新計画」より、今後の老朽化・耐震対策に関する必要投資が明らかとなっている。これら計画に従い施設更新・耐震化を進めることで、投資需要は増加する見通しである。

一方で、給水人口の減少等により給水収益の減少が見込まれるとともに、近年の物価高騰により、投資以外の経費についても増加する見通しである。

これら見通しを基に、現行の料金体系で推移した場合の財政収支を推計すると、早期に経常的な収支の赤字が発生し、令和12年度には補填財源が底をつく見込みであるため、「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」にも示されているとおり、水道料金の改定による給水収益の確保が求められる。

「喜多方市水道料金適正化計画（案）」では、今後の料金改定にあたり、下記方針に基づく検討を行った結果が整理されている。

記

- ・料金改定の時期及び改定率については、「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」における投資・財政計画を踏まえ、令和7年度に平均改定率 21.6%とする。改定率については、将来にわたり健全な事業運営を続けることを前提に、経常収支比率・料金回収率・補填財源といった財政に係る目標を基に設定する。
- ・料金算定期間については、令和7年度～令和11年度の5年間とし、その間に料金収入として必要となる総額を総括原価方式により算出する。なお、将来の水道施設の更新・再構築に備え、物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応するための費用である「資産維持費」についても算入する。
- ・総括原価の配賦においては、安定的な収益確保を目的に基本料金の割合を高めることとし、固定費の配分基準を従来の負荷率から施設利用率に見直す。
- ・料金体系については、本市の課題として挙げられる「基本水量の解消」及び「逓増度の緩和」を考慮した上で複数案を検討し、現行料金からの変化に配慮しつつ、最適な案を選定する。

以上の内容を踏まえた計画となっていることから、「喜多方市水道料金適正化計画（案）」は妥当であり、令和7年度の料金改定（平均改定率 21.6%）が必要であると判断した。

3 適正な水道料金のあり方について

「喜多方市水道料金適正化計画（案）」に基づき、令和6年度までは現行の水道料金を維持しつつ、令和7年度に表1、表2に示す内容で料金改定を行うこと。

- ・二部料金制（基本料金＋従量料金）
- ・口径別料金体系（公衆浴場用、臨時用の用途区分あり）
- ・基本水量は現行据置き（口径13mm, 20mmのみ、6m³）
- ・逡増型従量料金（使用水量の増加に伴い単価が上昇）
- ・個別需給給水制度は継続（従量料金は改定に合わせて見直し）

なお、「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」にて令和12年度に料金改定を見込んでいるが、「喜多方市水道事業経営戦略（改定案）」で策定した投資・財政計画に対する実態との比較・評価を行った上で、改定の必要性や改定期期について再度検討すること。また、料金体系についても、負担の公平性を確保できるよう、基本水量の解消、基本料金や従量料金における口径別区分のあり方及びさらなる逡増度の緩和等を引き続き検討すること。

【理由】

基本水量の有無、基本料金や従量料金における口径別区分や料金を変えた複数ケースを検討した上で、「各口径における現行からの変化」「負担の公平性」といった観点で慎重に審議を行い、最適と考えられる案を採用した。

採用された案については、基本料金については現行と同様の区分（13mmと20mmは同一）とした上で、一律23%となっていることから、現行からの変化という点で口径間の公平性が確保できている。また、従量料金についても現行と同一の区分とした上で逡増度が現行の3.43から2.90まで緩和されることとなり、大口使用者に配慮した料金になっている。

なお、基本水量を解消した場合についても検討を行ったが、小口径（口径13mm及び20mm）の少量利用者にとって最大50%の値上げとなり、影響が大きいと判断されたことから、基本水量は現行のまま維持する方針とする。

個別需給給水制度についても、大口需要者における水道離れの抑制が主目的であることに変わりないため、改定に合わせた従量料金の見直しを行いつつ、継続する方針とする。

以上のことから、「喜多方市水道料金適正化計画（案）」に基づき、令和7年度に料金改定を行い、表1、表2に示す新たな料金表を適用することが、本市における適正な水道料金のあり方として妥当であると判断した。

表1 令和7年度に適用する水道料金

用途	メーター口径	基本水量	基本料金	従量料金（1m ³ 当たり）
一般用	13mm	6m ³	1,970円	10m³まで 100円 11m³～30m³ 230円 31m³以上 290円
	20mm		1,970円	
	25mm	無	2,090円	
	30mm		3,080円	
	40mm		4,920円	
	50mm		8,610円	
	75mm以上		19,680円	
公衆浴場用	—	200m ³	8,000円	201m ³ 以上 140円
臨時用	—	無	0円	400円

※税抜

表 2 個別需給給水制度の従量料金

水量区分	従量料金（1 m ³ 当たり）
0 m ³ ～10m ³	100円
11m ³ ～30m ³	230円
31m ³ ～基準水量	290円
基準水量を超える分	100円

※税抜